

議案第40号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

記

- 1 処 分 の 目 的 森林資源の循環活用のため
- 2 財 産 の 表 示 所 在 大田原市北野上字中山
(林班23、準林班力、小班2外)
種 類 立木(スギ・ヒノキ)
数 量 3,010立方メートル(7,235本)
- 3 処分の予定価格 39,348,000円
- 4 処 分 の 方 法 素材生産販売委託